

PICK
UP

知らないと損する!?

お金や税金ニュース

2023年4月 Vol.52

【退職金大增税?】

退職所得控除の見直しを検討へ

4月12日、新しい資本主義実現会議が開催され、今年6月までにまとめる労働市場改革の原案が示されました。

その中には退職所得課税に関する内容も盛り込まれており、現行制度の長期勤続者に対する優遇措置の縮小を検討していることが明らかになっています。

現行制度では「勤続20年超」から控除額アップ

現在の退職所得課税では、原則として以下の計算式によって退職所得を算出します。

$$\blacksquare \text{退職所得} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

上記の退職所得控除額については、勤続年数にしたがって下表のとおり算出されます。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数
20年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

お問い合わせ

西田了税理士事務所/西村一成税理士事務所

山口県周南市緑町2丁目13番地

MAIL:info@nishi24.jp TEL:0834-31-2807

つまり勤続年数が20年を超過した場合、現行制度では、1年あたりの控除額が「40万円→70万円」に増額されることとなり、政府はこの退職所得控除額の計算構造について縮小を検討しているとのこと。

iDeCoや小規模企業共済の受取方法にも影響？

退職所得に含まれる収入には、勤務先からの退職金だけでなく、iDeCoや小規模企業共済を一時金で受け取る場合についても該当するケースがあります。

退職所得課税に関する税制改正や具体的な改正内容については未定ではありますが、退職所得控除額の改正が行われた場合には、iDeCoや小規模企業共済の受取方法も再考する必要があるかもしれません。



勤続年数が20年を超える場合の退職所得控除額について、政府は縮小を検討していることが明らかになりました。

改正が行われた場合には、老後の生活資金だけでなく、iDeCoや小規模企業共済の受け取り方法にも影響が及ぶと考えられるため、今後の進展を注視しましょう。

記事作成：  経営革新等支援機関推進協会

お問い合わせ

西田了税理士事務所/西村一成税理士事務所

山口県周南市緑町2丁目13番地

MAIL:info@nishi24.jp TEL:0834-31-2807